

関自保第294号  
平成30年10月11日

事業者 各位

関東運輸局  
自動車技術安全部長

### 乗合バスの停留所発進時の安全確保の徹底について

事業用自動車の輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起しているところですが、今般、乗合バスが、停留所において乗降口扉（後扉）を閉めずに発進し、運転者はそれに気付かず走行した事案が発生しました。

ワンマンで運行する乗合バスは、乗降口の扉を閉めた後でなければ走行できない構造（アクセルインターロック）ですが、当該バスはその機能が解除されていたものです。

当該事案をうけて、管内バス事業者に対し緊急調査を実施した結果、アクセルインターロック機能の解除、アクセルインターロック装置の故障及び扉開閉表示装置の灯火の不点灯等、不具合が多数見受けられました。

これら装置が、不具合の状態で行うことや扉を開放したまま発進をすることは、輸送の安全を著しく損なうものであり、自動車運送事業者の社会的信頼を失墜させるもので極めて遺憾です。

つきましては、停留所発進時の安全確保のため、下記について徹底をお願いします。

#### 記

1. 整備管理者に対し、運行の可否を決定する際は、アクセルインターロックや扉開閉表示装置の灯火が作動していること及び不具合がないことの確認をするよう指導すること。
2. 運行管理者・整備管理者に対し、アクセルインターロック等の安全装置並びに発進時の安全確認の重要性を再認識させ、その上で運行管理者は、運転者に対してアクセルインターロック機能を解除しないこと及び発進時の安全確保についての指導を徹底すること。